

サイトラインの確保等に係る検討WG (第4回)

日時：2025（令和7）年1月28日（火）

15:30～17:30

場所：WEB会議形式

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1） サイトラインの確保等に関する施策（案）について

（2） 意見交換

3. 閉会

【配布資料】

資料1 サイトラインの確保等に係る検討WG委員名簿

資料2 サイトラインの確保等に関する施策（案）

資料3 建築設計標準「11.劇場、競技場等の客席」見直し案（抜粋）

参考資料1 サイトラインの確保等に係る検討WG（第3回）議事録

サイトラインの確保等に係る検討 WG

委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科	教授

【障害者団体等】

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
大濱 真	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聰	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
今村 登	全国自立生活センター協議会	
織田 友理子	特定非営利活動法人 PADM (遠位型ミオパチー患者会)	代表理事

【事業者団体】

千葉 昭浩	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (Bリーグ)	クラブライセンス諮問委員
-------	-----------------------------------	--------------

【劇場等関係団体】

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	常務理事／事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 (梓設計アーティスト部門 BASE01 エグゼクティブ イレクター)	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会 (日本設計ライフサイエンスプロジェクト部)	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会 (有限会社 本多健建築設計室)	

【審査者団体】

藤谷 公平	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
山口 直哉	愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課	主査
瀬田 裕	一般財団法人 日本建築センター 確認検査部 建築審査課	副主査
樽井 智希	日本ERI 株式会社 確認評価部 確認評価審査グループ	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
 株式会社 市浦ハウジング＆プランニング
 一般財団法人 国土技術研究センター

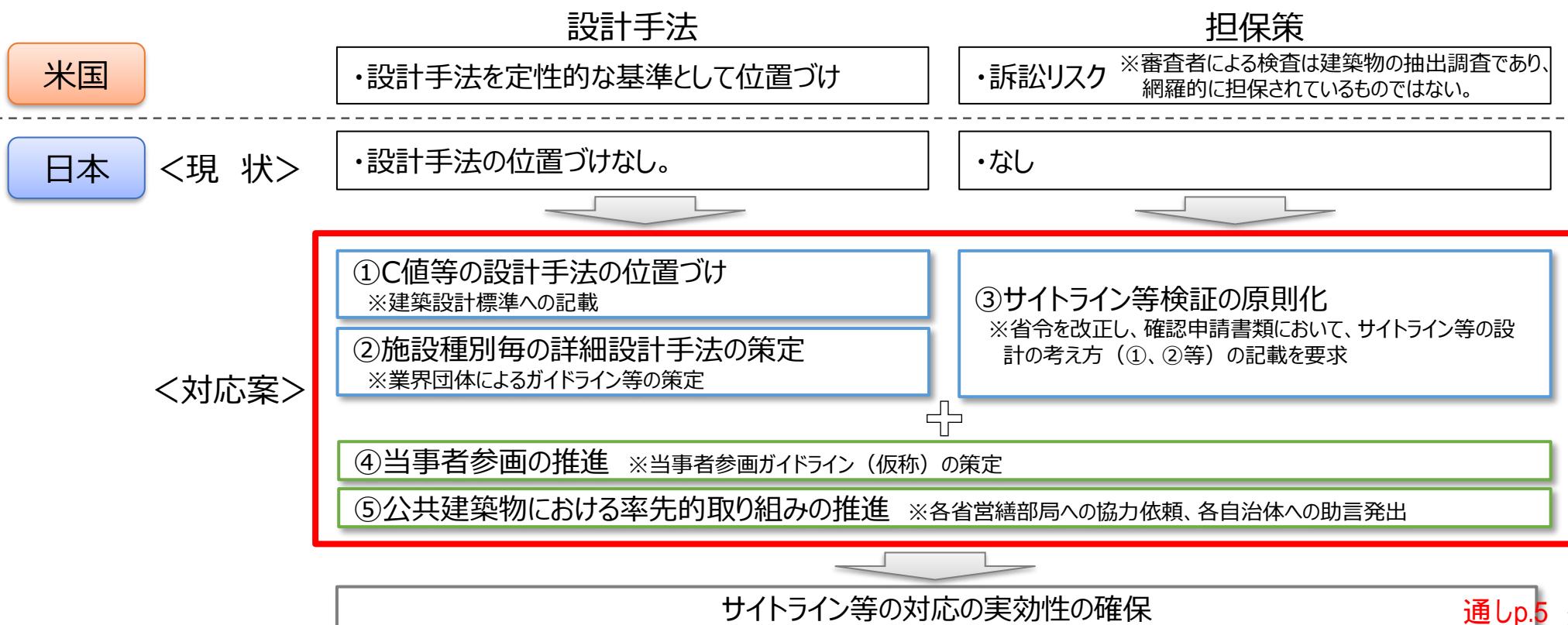
サイトラインの確保等に関する施策(案)

国土交通省住宅局

- サイトラインの確保等に係る検討WGを3回開催し、劇場等の車椅子使用者用客席において、
 - ・確保すべきサイトライン、分散配置、同伴者席のあり方
 - ・これらを実現するための実効性の高い枠組み
 等について、障害者団体、設計者、審査者のそれぞれの立場からの意見をいただいた。
- 義務化すべきとのご意見がある一方で、実務面の課題があるため義務化は難しいとのご意見も頂いている。

	義務化すべき	義務化は難しい
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計標準に記載があつても不十分なものができている。 ・義務化に時間を要するのはやむを得ないが、義務化に向けたロードマップが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計標準の記載が少なく、明確ではない部分があるので、義務化の前にまずは建築設計標準の記載内容を精査すべき。 ・定量的な基準を定め義務化することで設計の自由度を損なう可能性があるため、慎重に検討すべき。
サイトラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサート等で盛り上がっている時に楽しめない切なさやくやしさは、義務化することで改善できる。 ・困難なことがあることは理解したが、アメリカでは実現できていて、日本では困難だからできないのは納得がいかない。 ・完璧な形の基準を作るのは難しいので、床の高低差の仕様基準など、可能な範囲から基準を作成し義務化してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何を指標とするか（C値、パースなど）検討が必要。 ・義務化するには、競技や演目によって異なるFP、立つか立たないのか、どこまで見えるようにするのか等について、詳細に示すことが必要。 ・義務化するには技術的な知見の蓄積が不足している。 ・多くの席について、適合/不適合を審査することは困難。 ・個々のプロジェクトで、個別に業務水準書に盛り込むことで対応できるのではないか。
分散配置	<ul style="list-style-type: none"> ・来年オープンのアリーナでも水平分散が適切に行われておらず、ガイドラインでは不十分であるため、義務化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途、規模、席構成などを踏まえて、施設の種類ごとの基準が必要。 ・施設の特性によって実現できない施設があるのではないか。
同伴者席	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に向けて議論を行えば、落とし所が見つかるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要数はそのときの利用者のニーズや運用により様々。

- サイトライン等の対応について実効性を確保するためには、①設計手法の明確化、②担保策が必要。
- 米国（カリフォルニア州等）では、サイトライン等の設計手法に関して定性的な基準が定められているが、審査者による検査は建築物の抽出調査であり、網羅的にチェックされていない。建築主及び設計者への訴訟リスクが、実質的な担保策となっていると考えられる。
- 日本では、C値等の設計手法の位置づけがなく、技術的な知見の蓄積が少ないと、米国に比べ訴訟リスクが担保策となりにくく、建築主・設計者による検証が限定的にしか実施されていないことが課題。日本において、実効性を確保するため、設計手法を明確に位置づけた上で、建築主・設計者が、建築計画・設計プロセスの中でサイトライン等について検証することを原則化する。
※ 日本の建築確認は、審査者の裁量のない羈束行為であるため、箇所・数値・位置関係等について紛れのない統一的・定量的な基準が必要となり、米国のような定性的な基準を位置づけられない。また、審査は網羅的に行う必要があり、審査漏れは審査者の責任となる（審査業務の膨大化）。
- その上で、継続的に技術的な知見を蓄積し、フォローアップを行い、その結果に基づき、必要な対策を検討し、実効性の確保を図る。



検証の原則化

- 建築基準法施行規則第1条の3に規定する、建築確認の確認申請書（第2号様式）第四面の備考欄にサイトラインの確保等の状況について記載を義務付ける。

建築設計標準の記載の充実

建築設計標準に以下を記載する。

- サイトラインの検討については、
 - ✓ 前席の観客が立っている状況を想定して検証することを原則とする旨
 - ✓ C値・断面図・パースによる設計によって、サイトラインを検証することが考えられる旨（簡単な事例を紹介）
 - ✓ 手すりを舞台等へのサイトライン確保に配慮した高さ、形状・材料とする旨
- 分散配置については、
 - ✓ 一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が料金や見え方を選択できるように分散して設けることが望ましい旨（チケットの価格帯、客席の種別ごとに分散して設けること、水平・垂直に分散して設けることが考えられる）
- 同伴者席については、
 - ✓ 車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して同伴者席を設けることが望ましい旨
 - ✓ 火災予防条例に則り、可動式のイスの設置が可能な場合は同伴者席を可動式のイスとすることが望ましい旨

第四面への記載のイメージ

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】	(区分 区分 区分)
)
)
)

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

サイトライン：建築設計標準第2部第2章11のC値を用いた検証を実施。
全ての車椅子使用者用部分において、前列が立つことを前提に、タッチライン上の床面をFPとして、C値90mm以上を確保した。

分散配置：各階層のパックスタンド、メインスタンド、サイドスタンド、それぞれのホーム側、アウェー側に、最低2席1組として、水平・垂直に分散して配置した。

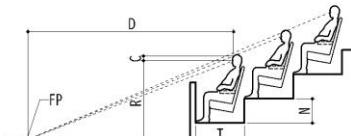
同伴者席：各車椅子使用者用客席の横に同伴者用のスペースを1箇所確保した。

C値の解説のイメージ

①C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法

・C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客がFPを視認する時の視線が前列の観客の視点上を通るときの、高さの差を示す可変数である。

・一般的な方程式は右のとおりである。



$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

- ・C = C・バリュー値
- ・D = 座席の観客からFPまでの水平距離
- ・N = 座席のある列の1段ごとの高さ
- ・R = 座席の観客の目の高さとFPとの間の垂直線上の高さ
- ・T = 座席のある列の奥行き

・C値（Cバリュー）は、以下を目安に評価される。

・C値 \geq 60mm：許容可能な視線、C値 \geq 90mm：良好な視線、C値 \geq 120mm：理想的な視線

・スポーツ等の観戦を行うアリーナ等では、選手の移動にともない視線も移動することから、通常はC値 \geq 60mm（前席観客席の頭の間から視線を確保できる寸法）が採用される。

・ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020 (IPC) (パラリンピック開催のガイドライン)には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

・C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

11.劇場、競技場等の客席

11.1 設計の考え方

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場等の客席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が他の利用者と同様に観劇・観覧を楽しむための配慮が求められている。
- ・車椅子使用者にとっては、スポーツ観戦やコンサート等において前列の観客が立っている状況でも視界が遮られないこと、価格帯等により多様な客席の選択肢を設けられていること、車椅子使用者用客席の横に同伴者用の客席またはスペースを設けられていることが、重要である。
- ・また視覚障害者や聴覚障害者が上演内容や競技状況等の情報を適切に得られるようにすること、発達障害者など多様な利用者が気兼ねなく観劇・観覧できるスペースを確保すること等、施設の用途や規模も考慮した上で、誰もが公平に観劇・観覧できる計画・設計を行う。

11.2 車椅子使用者用客席の設計標準

11.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

11.2.1.1 車椅子使用者用客席

- ・客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、客席に設ける座席の数が400を超える場合は当該座席の数の1/200（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は90cm以上とする。
 - ・奥行きは135cm以上とする。
 - ・床は平らとする。

11.2.1.2 車椅子使用者用経路

- ・客席の出入口と車椅子使用者用客席との間の経路（以下、「車椅子使用者用経路」という。）のうち1以上は、移動等円滑化経路に相当する整備内容を満たすものとする。

11.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

11.2.2.1 車椅子使用者用客席

- ・客席総数が200以下の場合は当該客席の総数の1/50以上、客席総数が200を超える2,000以下の場合は当該客席の総数の1/100+2以上、客席の総数が2,000を超えるときは当該客席の総数の75/10,000+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は90cm以上とする。
 - ・奥行きは135cm以上とする。
 - ・床は平らとする。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。
 - ・同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設ける。
- ・車椅子使用者用客席は、劇場等の客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設ける。

11.2.2.2 車椅子使用者用経路

- ・車椅子使用者用経路は、移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容を満たすものとする。

11.2.3 標準的な整備内容

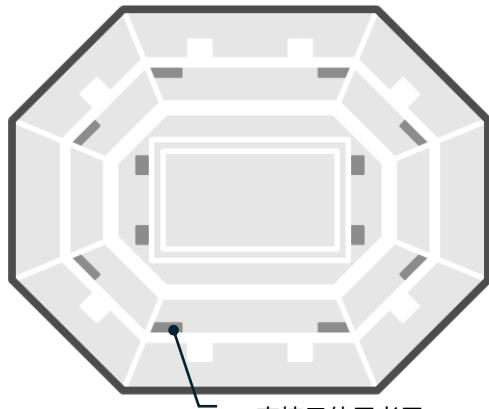
11.2.3.1 位置

- 車椅子使用者用客席2席以上を一つの単位として配置する。
- 施設の用途や規模・階数構成を考慮した上で、一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が見え方や価格帯を選択できるよう、2箇所以上に分散して設ける。
- 小規模な映画館等で分散して設けることが困難な場合、スクリーンや舞台の見やすさ（見上げ等の負担の軽減）にも配慮した位置に設ける。
- 避難を考慮し、客席の出入口から著しく遠い位置には設けない。
- 地上階以外に設ける場合には、エレベーターに容易に到達できる位置とする。

留意点：車椅子使用者用客席の配置の考え方

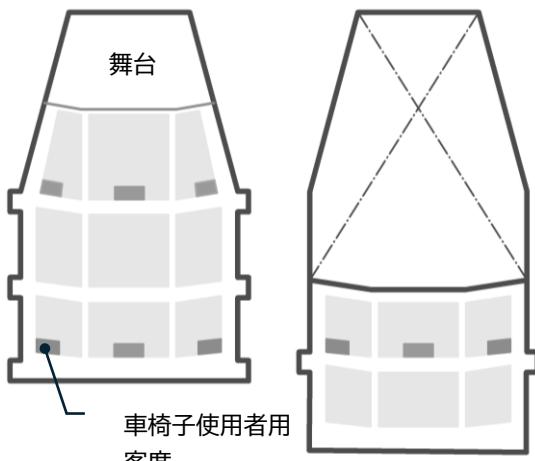
- 車椅子使用者用客席を2箇所以上に分散して配置する際の考え方としては以下が挙げられ、これらを組み合わせて分散配置を行うことが有効である。
 - チケットの価格帯、客席の種別ごとに分散して設ける。
 - 水平に分散して設ける…同一階において舞台等を見る方向や距離の異なる位置に分散して設ける。（例：最前列・中通路沿い・最後列、舞台等に対して右・左、ホーム側とビジター側）
 - 垂直に分散して設ける…異なる階に分散して設ける。（例：アリーナ席と1階と2階）
- 公会堂や集会場の300席程度までの小ホール等では、平土間形式や電動式移動脚席を採用することで客席配置の自由度が増し、車椅子使用者の利用が容易になる。

<競技場での分散配置のイメージ>



車椅子使用者用客席

<劇場等での分散配置のイメージ>



車椅子使用者用客席

1階

2階

参考：国際パラリンピック委員会（IPC）による車椅子使用者用等の客席数（最低要件）

- 車椅子使用者用客席数は、一般的なイベント時に総客席数の0.5%以上、オリンピック大会時に0.75%以上、パラリンピック大会時に1.0~1.2%以上である。

11.2.3.2 空間の確保等

- 通常の車椅子よりも大きなりクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行きが140cm以上の車椅子使用者用客席を設けることが望ましい。
- 車椅子使用者用客席が他の客席より高い位置にある場合には、段床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。

11.劇場、競技場等の客席

11.2.3.3 サイトライン

- ・車椅子使用者用客席の段床高さは、周辺の客席と同等に（前列の観客の頭上、または頭の間かつ肩越しに）舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であること、車椅子使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることを考慮し、車椅子使用者用客席は、前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とする。
- ・スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設（劇場、観覧場、集会場又は公会堂等）の客席では、車椅子使用者用客席の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法については、p.●「車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例」を参照。

11.2.3.4 部品・設備等

11.2.3.4.1 手すり

- ・地方公共団体の建築基準条例や火災予防条例に則りつつ、笠木上部から舞台等へのサイトラインが確保できる高さ・形状とする。

参考：手すりの高さと地方公共団体の条例

- ・地方公共団体によっては、建築基準条例や火災予防条例において、劇場等の客席の前面の手すりの高さや形状の規定（例：原則、高さは75cm以上とする。ただし広い幅の手すり壁を設ける場合は、この限りでない。）を設けているところがある。

11.2.3.5 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席

- ・車椅子使用者用客席と同じ数以上の同伴者用の客席又はスペースを、車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設ける。

参考：同伴者用の客席（固定客席）の位置に関する国際的な水準（2010年版 アクセス可能なデザインのためのADA基準 米国司法省2010年9月）

- ・同伴者用の客席は、隣接する車椅子使用者用客席と肩の位置があうように設置する。車椅子使用者用客席における肩の位置は、車椅子使用者用客席の正面境界から約90cmの位置とする。
 - ・同伴者席の床面は車椅子スペースの床面との間に段差を設けないものとする。
- ・地方公共団体の火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなくスペース（+可動椅子）とする。

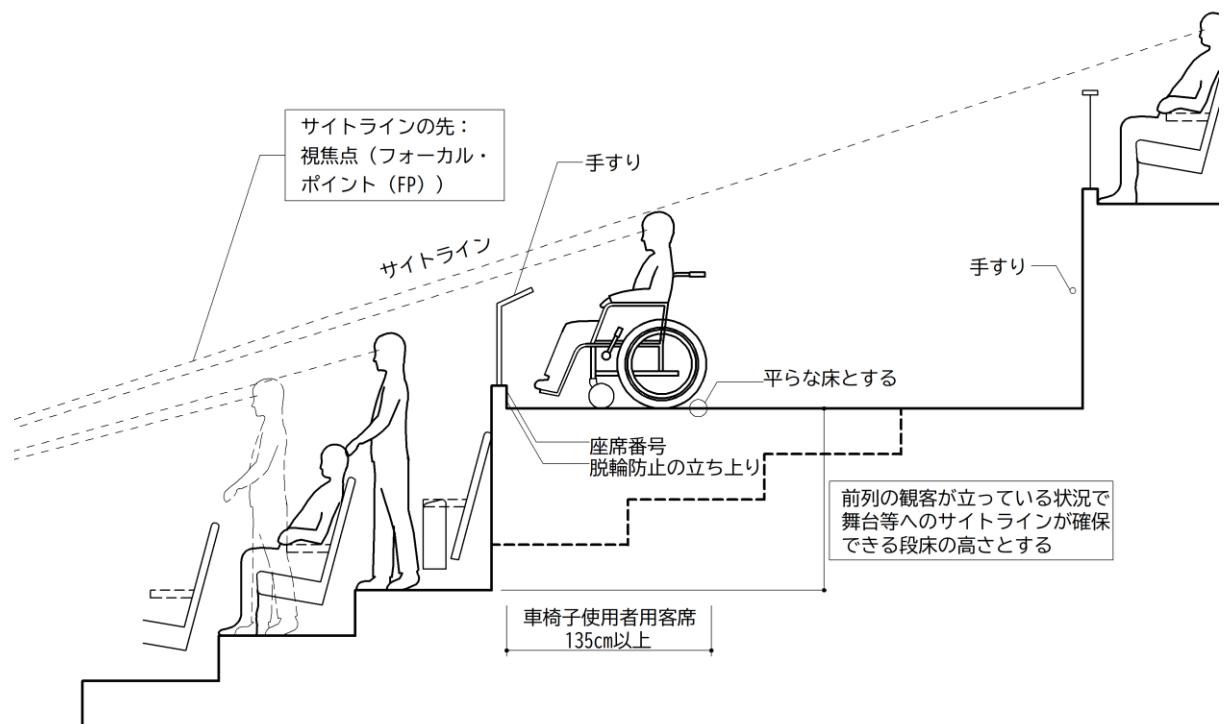
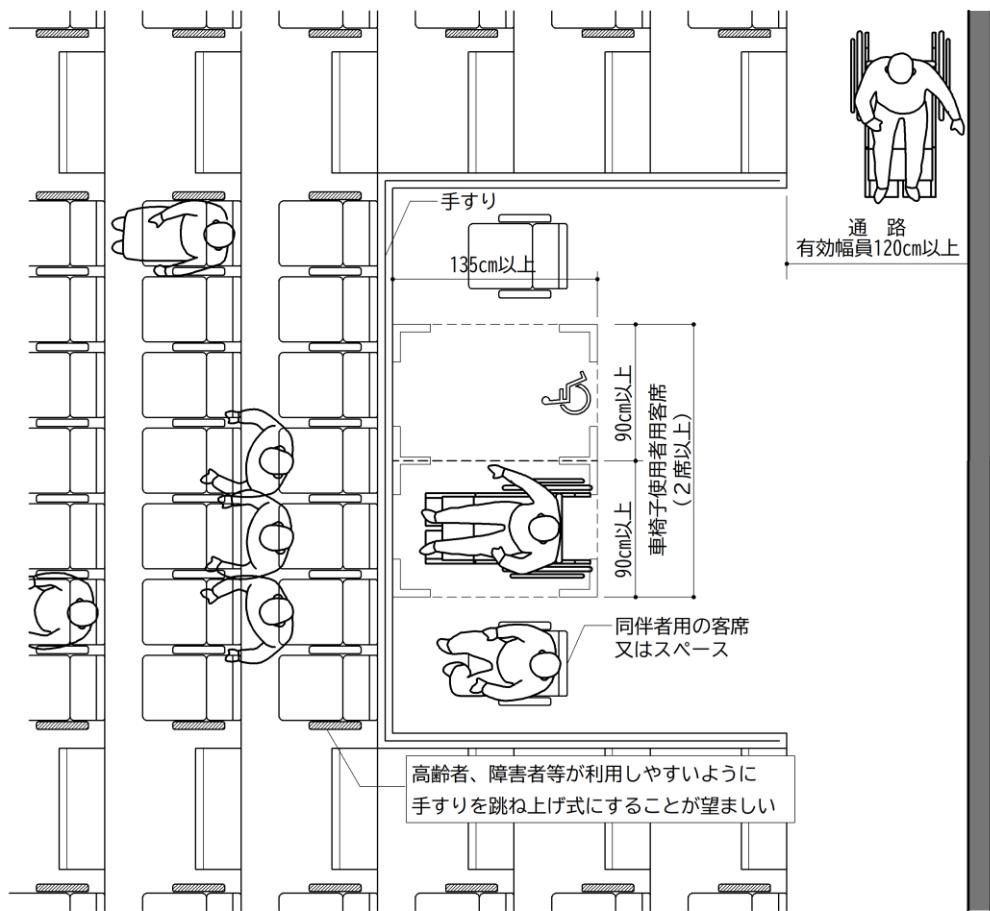
参考：客席の床への固定に係る地方公共団体の条例

- ・可動椅子とすることで、同伴者は車椅子使用者と並んで座ることができ、さらに車椅子使用者が2人以上の場合に並んで利用できるよう椅子を取り去ることも可能となる。
- ・一方で劇場等の椅子席については、地方公共団体の火災予防条例において、原則として床への固定を求める規定が設けられていること（ただし、一定の要件を満たす場合は床に固定しないことができる）も多いことに注意する必要がある。
- ・また車椅子使用者用観覧席に隣接して同伴者用に椅子席を設置することが社会的に望まれており、より柔軟な対応を可能とするため、東京都では同伴者用の椅子席を床に固定しないことができる特例基準が定められている。

11.2.3.6 案内表示

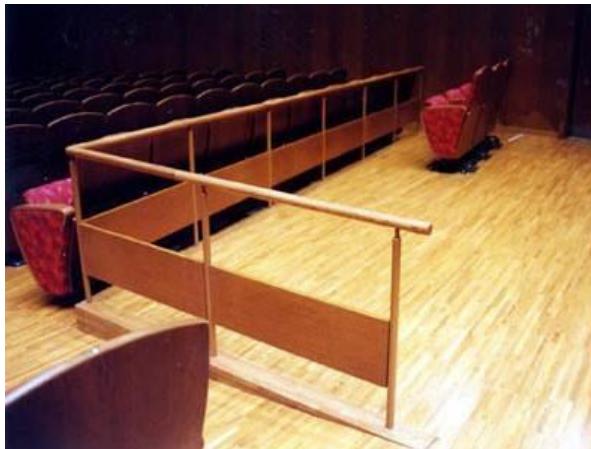
- ・車椅子使用者用客席の床、又は手すりや付近の壁等に、車椅子使用者用客席であることを座席番号とともに表示する。

<設計例>



11.劇場、競技場等の客席

<設計例>



・音楽ホールに設けられた車椅子使用者用客席及び同伴者席



・屋外テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用客席



・改修により、屋内テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用観覧席（客席2段分のスペースを使って改修を実施）



・座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車椅子使用者用観覧席（カバーがかかっているのは、可動式の同伴者席）

■車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例

1. はじめに

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点・フォーカルポイント（以下、「FP」という。）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・サイトラインのチェック・検証の方法は複数あり、ここではそれらについて簡単に紹介する。紹介する手法以外に、サイトラインのチェック・検証のための専用ソフトを活用する方法もある。
- ・チェック・検証の方法は、客席の規模や各手法の特性を踏まえて合理的なものを設計者が選択する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証の条件や結果について建築主・施設管理者等に共有し、その後の円滑な施設運営や興行につなげることも重要である。

2. チェック・検証の条件設定

①FPの設定

- ・車椅子使用者用客席から舞台等へのサイトライン確保のチェック・検証におけるFPは、周辺の客席と同様に建築主・設計者が設定する。

●一般的なFPの考え方と例

- ・FPの位置・高さは、当該施設で想定される舞台の演目や競技種目と、施設の計画内容に応じて設定されるものである。（建築主や興行を行う団体等から設計条件として示される場合も想定される。）
- ・複数の演目や競技種目が想定される場合や、複数面のコートでの競技の実施が想定される場合には、どの演目・競技種目やコートをFP設定の対象とするか、検討して設定する必要がある。

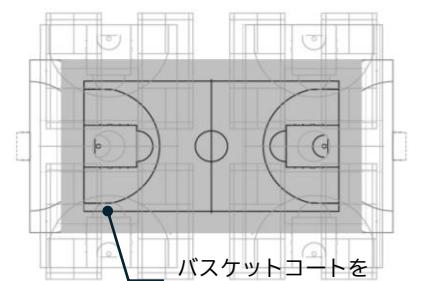
●FPの平面的な位置の実例

- ・陸上競技：トラックの9レーンの外周のライン、トラックの外側にある走り幅飛びの設備部分
- ・サッカー：タッチライン
- ・複数コートを設置する場合：バスケットボールのコートの外周のライン
※各ライン上のチェック・検証対象者の正面にある点
- ・劇場等：舞台の先端の中央、舞台先端から1m後退した位置の中央

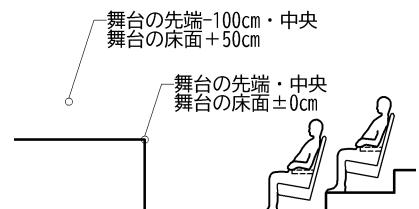
●FPの高さの実例

- ・サッカーや床面にボールや羽根が落下することで得点となる競技（バレーボール・バドミントン等）：床面（床±0cm）
- ・ドリブルの行われる競技（バスケットボール・ハンドボール等）：膝高さや腰高さ（床+60～90cm）
- ・劇場等：舞台の床面±0cm、舞台の床面+50cm、舞台の床面+150cm

<FP設定の実例（複数コート設置の場合）>



<FP設定の実例（舞台）>



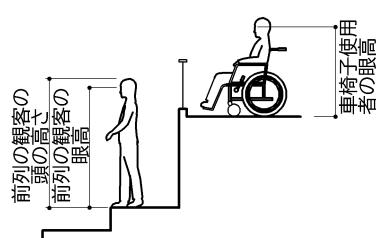
②車椅子使用者の眼高、前列の観客の眼高や頭の高さ・座高の設定

- ・車椅子使用者の眼高は、プロジェクト毎に建築主・設計者が設定する。
- ・前列の観客の眼高や頭の高さは、原則として前列の観客が立っている状況を想定してプロジェクト毎に設計者が設定する。（映画館や演芸場など、観客が立ち上がるこどりがほぼない施設の場合には、観客が座っている状況を想定して、前列の観客の眼高や座高を設定する。）
- ・前列の観客が立っている場合の眼高や頭の高さは、身長に履物の高さを加算して算出する。

●条件設定のための参考資料

- ・車椅子使用者の眼高は、男性：115cm、女性：105cmとされている。（建築設計資料集成一人間 p. 64/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）
- ・眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から11～12cm減じた値が眼高となるとされている。（出典：建築設計資料集成一人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）。
- ・前列の観客の身長として、スポーツ庁：体力・運動能力調査に示された「年齢別体格測定の結果」のうち、最も大きい値を用いることも考えられる。
- ・履物の高さは、一般に男性用革靴：約3cm、女性用革靴：約5cmとされている。（出典：建築設計資料集成一人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）。

<眼高の設定イメージ>



●車椅子使用者の眼高、前列の観客の頭の高さの設定の実例

- ・車椅子使用者：眼高…100cm、眼の位置…段床先端から90cm
- ・前列の観客（立っている場合）：身長…175cm
- ・前列の観客（座っている場合）：眼高…120cm、眼の位置…段床後方から15cm

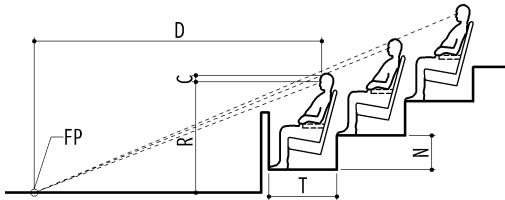
11. 劇場、競技場等の客席

3. チェック・検証方法の概要

① C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法

- ・C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客がFPを視認する時の視線が前列の観客の視点上を通るときの、高さの差を示す可変数である。

- ・一般的な方程式は右のとおりである。



$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

- ・ $C = C \cdot \text{バリュー値}$
- ・ $D = \text{座席の観客から FP までの水平距離}$
- ・ $N = \text{座席のある列の 1 段ごとの高さ}$
- ・ $R = \text{座席の観客の目の高さと FP との間の垂直線上の高さ}$
- ・ $T = \text{座席のある列の奥行き}$

- ・C値（Cバリュー）は、以下を目安に評価される。

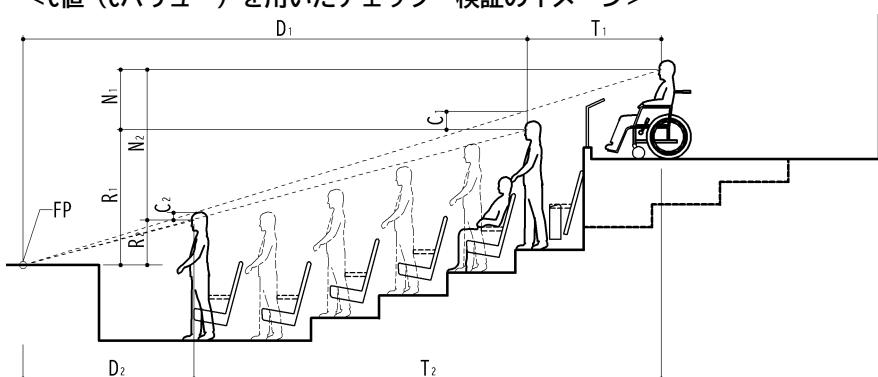
$C \geq 60\text{mm}$ ：許容可能な視線、 $C \geq 90\text{mm}$ ：良好な視線、 $C \geq 120\text{mm}$ ：理想的な視線

- ・スポーツ等の観戦を行うアリーナ等では、選手の移動にともない視線も移動することから、通常は $C \geq 60\text{mm}$ （前席観客席の頭の間から視線を確保できる寸法）が採用される。
- ・ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020 (IPC) (パラリンピック開催のガイドライン)には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。
- ・C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

<C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ>

C_1 ：直近の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

C_2 ：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値



②断面図を用いたチェック・検証方法

- ・車椅子使用者と前列の観客（立っている状況）の姿を入れ、車椅子使用者用客席とFPを切断位置とする断面図を作成し、車椅子使用者の目の位置から視焦点への線（視線）を引いて、前列の観客の頭の位置・高さとの関係により、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。

- ・FPを移動させると視線が移動するため、FPと視線の関係を視覚化しやすいという特徴がある。

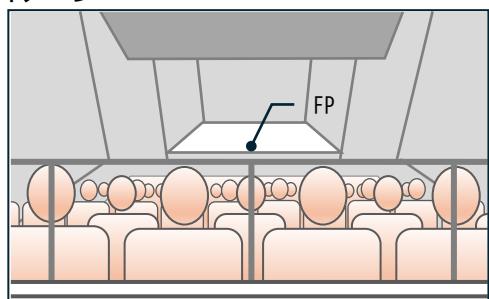
<断面図を用いたチェック・検証のイメージ>



③パース（透視図）を用いたチェック・検証方法

- ・舞台等と前列の観客（立っている状況）の姿を入れた3DのcadデータやBIMデータを用いて、車椅子使用者用客席からFPを見た状況のパースを作成し、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。
- ・客席前面や通路の手すり、客席出入口（ボマトリー）の壁、設備や上階の天井等をパース（透視図）に入れることにより、これらによる視認障害もビジュアル化してチェック・検証することができるという特徴がある。

<パース（透視図）を用いたチェック・検証のイメージ>



参考 施設整備における要求水準書の例

- ・エディオンピースウイング広島（広島県広島市）においては、DB（デザインビルド）方式でのサッカースタジアムの整備にあたり、サイトラインに関する要求水準を以下のように示している。

■サッカースタジアム等整備事業要求水準書 2020（令和2）年10月22日 広島市

(6) バリアフリー計画 ア 車椅子使用者

（前略）

- ・車椅子使用者の視認性に配慮したサイトラインの確保については、日本人の平均身長や履物の高さに配慮するとともに、車椅子使用者の眼高に配慮して計画すること。
- ・車椅子使用者の座席は、前列の人が立ち上がってもピッチが見える計画とすること。

（後略）

(7) スタンド ア サイトライン

- ・サッカー開催時に全ての観客席からピッチ全てを見る能够性を確保するように、各観客席からC値60mm以上を確保してサイトラインを構成すること。
- ・各観客席からの視線には、通路手すり等の障害物による見切れが生じない計画とすること。

出典：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/126035.pdf>

<設計例>

- ・改修前は図2の通り、車椅子使用者対応席からのサイトラインの確保が困難であった。
- ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに示す会場の座席の基準を満たすため、前の座席の観客が立ち上がった状態でサイトラインが確保できるよう、改修後は図3の通り、車椅子使用者対応客席を3段分張り出させることで、サイトラインを確保した。

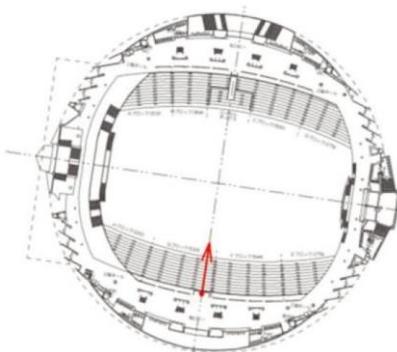


図1 サイトライン検討位置



・改修後の車椅子使用者対応客席

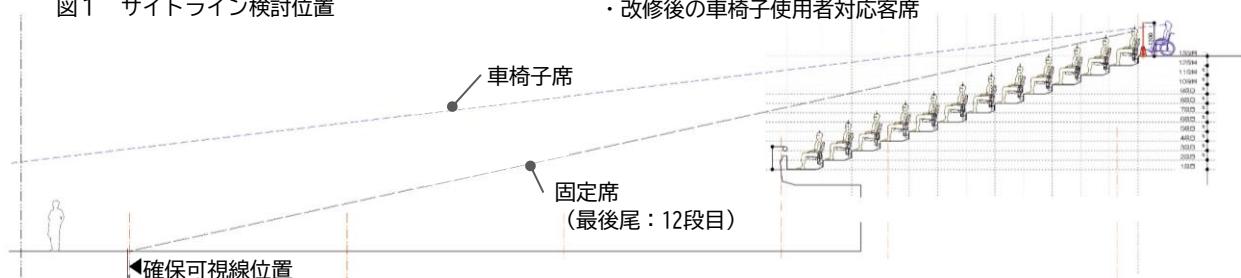


図2 サイトライン確保位置（改修前）

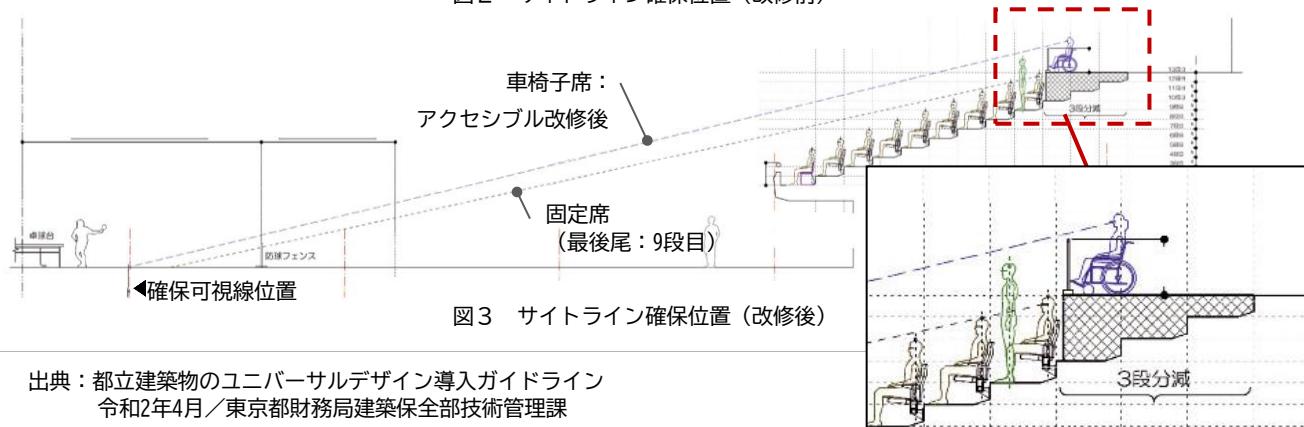


図3 サイトライン確保位置（改修後）

出典：都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン
令和2年4月／東京都財務局建築保全部技術管理課

サイトラインの確保等に係る検討WG（第3回）
議事録

■日 時 2024（令和6）年12月9日（月） 16:00～18:00

■場 所 WEB会議形式

1. 開 会

(座長)

- 皆さんこんにちは、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。
- 本日は「サイトラインの確保等に係る施策の検討」について、第1回、第2回WGも踏まえた方向性について整理をさせて頂きます。その後、意見交換を進めさせて頂きます。
- それでは、資料2のご説明を事務局からお願ひします。

2. 議 事

（1）サイトラインの確保等に係る施策の検討

以下の資料について、事務局より説明

➤ 資料2 サイトラインの確保に係る施策の検討

（2）意見交換

(座長)

- 今資料の説明があったように、前回2回のWGの議論を踏まえた「サイトライン確保に係る議論のまとめ」と「サイトライン等を確保するための実効性のある施策について」が議論の中心となります。全員の方々にご発言を頂き、議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(委員)

- わかりやすいまとめになっていると思います。義務基準にするのはかなり難しいということが整理されており、国のガイドラインにするのが一番よいという提案になっているように思います。最低でも国のガイドラインには基準を入れて頂くよう、資料にある通し p 5 の表「2. 上記施策の特徴と実現性」のようにまとめて頂くのがよいと思います。
- 本来でしたら義務基準の中に入れて頂きたいと思っておりました。統一的・定量的な基準の設定、審査の体制が非常に難しい、現実的に難しいということであれば、少なくとも国のガイドラインで、まとめて頂ければと思います。

(委員)

- 資料に記載のご提案は、建築設計標準で対応するとなっていますが、サイトラインも垂直・水平分散も同伴者席も全て義務基準で対応頂きたいと思います。
- その理由についてですが、建築設計標準には2015年にすでに追加されているにも関わらず、その後建設されたスタジアムではサイトラインが確保されてないものがたくさんできてしまっています。義務基準化は難しいという資料には「困難」という言葉が多数入っています。難しいことはよく理解しましたが、ただ、そこで止まっていたら社会は何も良くならないと

- 思います。私たちが、なぜこの検討会を開いて頂いているかというと、コンサートホールやスタジアム等で、一番盛り上がってみんなで楽しむときに、サイトラインが確保されてないために車椅子に乗った人は阻害されてしまう、何も楽しめない、この切なさと悔しさ、これを改善して頂きたいということです。これは建物によって改善できることで、この問題を起こしているのは建物のつくり方です。社会的障壁、これを除去することが条約でも求められています。他の者との平等、障害がない人は楽しんでいる、しかし障害のある者は同じように全く楽しめない、その原因は社会的障壁、スタジアム、劇場のつくり方の問題なのです。
- ・ アメリカの事例も調べて頂きましたが、アメリカはできていて、日本はできていない。それは法体系が違うということも理解できますが、結果的にアメリカはできているのに、日本は困難だからここでやめてしまうのではなく良くならない。せっかくこの検討会を2年間にわたってやって頂いているのに、ここで止まってしまうのは、私は絶対納得できません。ぜひ発想を変えて頂きたいと思います。何事も最初は困難です。その中でどうやったらそれを改善していくか、どうやったらサイトラインが確保されたことが判断できるか、工夫をすればできることではないかと思います。ぜひ、そういう発想で義務基準に3つとも盛り込んで頂きたいと思います。
 - ・ 垂直・水平分散について、先日来年オープンするアリーナを視察してきました。車椅子席は2階と4階にありました。4階は分散配置になっており、ほぼぐるりと1周あるのですが、2階は片側にしか車椅子席がありませんでした。例えばバスケット、バレーボールの試合をするときは、片側のチームの側にしか入れないことになるという、非常に残念で不十分なつくりだと思いました。義務基準にないために分散配置ができていないのだと思いました。
 - ・ 建築設計標準には記載されているのに、このような建物がつくられてしまっている。それは義務基準にないから、こういう不十分なものができている。これを変えて、誰もが一緒に楽しめる劇場やスタジアムをつくっていこう、そういう日本に変えていこうと、私は願っていますし、ぜひそういう方向でご検討頂きたいと思います。

(委員)

- ・ 私も基本的にサイトライン、水平・垂直分散、同伴者席について、全て義務基準にして頂きたいと切に願っています。
- ・ 今羽田空港から参加しておりますが、電動車椅子だとチェックインに非常に時間がかかることについて、チェックインカウンターでチェックを済ませれば、複数箇所で同じことを繰り返さなくてもいいという通達を国交省から出して頂きました。通達によってもこのように影響があるので、ガイドラインレベルでも書き込まれれば変わる可能性は確かにあります。ただ、先ほどご発言にあったように、サイトラインの確保について、ガイドラインに記載があつても現状徹底されていない。有名な建築家が設計されたとしても、必ずしもそこまで理解がされていないというようなことが起きています。そういうことを鑑みると、ここは一歩踏み込んで義務基準に持っていくことが必要ではないか。障害者のため、車椅子の人のためと考えると、非常に対象者が少ないので、そこまでお金をかけるのかという議論が常に起りますが、サイトライン確保は、車椅子の方以外の方にとっても、例えば背の小さい人や子どもなど、いろいろな人も楽しめる状況に繋がっていくことになると思います。
- ・ アメリカはできているが、法体系が違っているというのは、言い訳でしかないというか、そ

れによってできない理由にはならないと思います。それを日本の法体系の中でどうやれば実現できるのかという視点に立たなければ、結局は設計者、もしくは依頼主のオーナーさんの意識レベルによって差が出てくるということが続いていくと思います。これは、例えば公共交通が整備されて観光地までは行けたのに、一番のポイントが見られないと同じことなのです。一番の見どころが見られない、サイトラインの確保をしないということは、楽しめない人がいても仕方ないということになってしまいかねない。SDGsや権利条約などの誰も取り残さないということを目指そうとしているのか、という姿勢のあらわれになってくると思います。

- ・ いかに困難を乗り越えていくか、高みを目指して改正をして頂きたいと思います。サイトライン、垂直・水平分散、同伴者席全てを義務基準でお願いしたいというのが意見です。

(委員)

- ・ このたび、皆さんと一緒に頂くことになりました。私は遠位型ミオパチーという病気、進行性の筋肉の疾患で、大型の車椅子に乗っております。大型の車椅子のため、移動に困難ですし、健常者と一緒に楽しむこともとても大変な状況と自分自身実感しています。
- ・ 1つの事例として、世界最大級の音楽に特化したアリーナに今年の10月にコンサートに行ってきました。有名なアーティストさんだったので、たくさんの車椅子ユーザーと同伴者が来られていて、車椅子席はステージの正面の階層にスペースとして確保されていました。私は早目に行ったのでスペースの最前列で鑑賞することができたのですが、人数が多くだったので同伴者は後ろに座ってくださいと言われて、隣に座ることができませんでした。車椅子をぎゅうぎゅうに受け入れていて、車椅子をなるべく詰めて並んでも結局そこに入りきらなく、2列目、3列目に座る車椅子の方や同伴者もいました。最前列で見る前提でサイトラインの確保をされていると思うのですが、新しく建ったものでも運用によって確保が難しいことがわかりました。義務化ではなくガイドラインだと、今後建てられる新しい劇場等でも同様のことが起こるのではないかと心配しています。義務基準としてしっかりと定めて頂きたいし、それが将来的に課題を残さないにつながるのではないかと考えます。
- ・ このアリーナでは、車椅子スペースのある階層だけがバリアフリーで、例えば7階など上になればなるほど入口が既に階段になっているなど、車椅子が来る階層だけバリアフリーでその他については全然考えられていない状況でした。将来的にはもっと積極的に分散に対応していくという流れに世の中がなってくると思うのですが、その時に今の時代に建てられた建物は車椅子が入るところだけ段差をなくしておけばよくて、他の階層は考えていないという基準になっていると、改修等がかなり難しい構造となってしまうのではないかと感じました。ガイドラインではなくて、本当にしっかりと定めて頂いて、みんなと同じように楽しめるように対応して頂けるような建物が増えるとよいと願っています。

(委員)

- ・ 事業者団体である私たちにはライセンス基準があり、ライセンスを取得するときに売上げ、収容人数、あるいはアリーナ基準というホームアリーナの施設要件も定めていて、それに合格しないとライセンスを付与しないとしています。業界団体としては、自治体の条例、例えば火災予防条例、興行場施行条例、建築基準法、そういった条例以上にさらに進んだ基準を設けるのはなかなか難しく、そうすると興行できないという形になってしまいます。興行す

る側としての基準を設ける際は、各自治体の条例に準拠して設置するという形になります。興業するにあたり、もっとインクルーシブにいろいろな方に来て頂ける場所になるように基準の見直し検討をして行きたいと思っております。ただ自治体の基準が推奨レベルであれば、私たちの基準も推奨レベルの基準(審査する上での合否基準ではない推奨基準)となります。業界団体としては自治体の規定以上より先行することは難しいという状況であることについて理解頂きたいと思います。

- 私たちのリーグとしては、いろいろな形でより多くの方々に来て頂きたいという方向性を常に挙げております。車椅子席でも一般の方でもチケット購入できるようにしようとか、随行者席がワンペアになっていて椅子を固定しなくてはいけないという基準があるので5人家族で車椅子の人が一人のときにチケットをグループで買いたいといつても買えなくて、家族3人と車椅子の方とプラス誰かが別々に見るという状況をなくしていきたいと思っております。
- このWGの結論がどれくらいのタイミングで出るかにもよりますが、私たちはそれに準拠する形で、現在のアリーナ標準をえていくこうという方向で検討を進めて行くことになると思います。

(委員)

- 困難が幾つもあると書かれておりましたし、そういうご意見もありましたが、私も義務基準としてきちんと定めて頂きたいという意見です。とにかく皆さんで困難について話し合って、1つの方向を決めていくことだろうと思うのです。
- 先週、県民ホールでポップス系のコンサートへ行ってきました。フロアの下の17~18列ぐらいのところの席でした。わたしは車椅子ユーザーではないのですが、このポップスの場合はスローの曲になると座るのですが、そうでないときは全員スタンディングになります。見えない、そしてPA（音響機器）の音の質が変わるという、同じ値段を出していても、これだけ変わることを再度実体験しました。
- 私は公立の文化施設について経験がありますが、運営、ハード・ソフトの面も、観客、見る人の立場で全てを考えたい。行政のつくる条例は議会の承認を得られれば変えることができますし、消防法でも事故が起こったりすると変わっていきますので、絶対の条件ではないと捉えております。特に市民会館・県民会館は、全ての市民又は全ての県民のために建築をされ運営をしており、その全ての市民の中には高齢者がどんどん増えてきています。障害をお持ちの方もぜひ一緒に楽しんで頂きたいと考えれば義務基準としてきちんと定めておかないといけないのではないかと思います。
- 新しくつくるホールの設計アドバイザーとして行政側の委員で入ることがあるのですが、最終的に、設計と行政の予算の2つによって、車椅子席だけは残すが、それ以外についてはほぼ無視されてしまうことがあります。特に同伴席について、様々なところからのクレームが出ることがあるため、義務基準として決められているのだから守ってほしいと言いたいです。ぜひ縛りとしてきちんとつくっておいて頂きたい。困難の部分は知恵を出し合えば何とかいけるのではないかと考えます。

(委員)

- 今までの議論等が資料に整理されていると思います。義務基準について、現状を踏まえるとまさに通し p 5の表にまとめて頂いた状況が素直な状況だと思います。かつ、今まで皆さんの

ご発言にあったように、いろいろな方が同じように楽しめるような空間づくりも同時に必要というのも設計者として感じております。ではどうするのについては、今時点で「①義務基準」の「△」を急に「○」にすることは時間的な制約からも無理だと思いますので、これを「○」にすべく、一歩一步継続して進めていくことが必要なのではないかと思います。

- ・ 「③業界ガイドライン」の場合、Bリーグなどをイメージされていると推察していますが、もしこれをやろうとした場合、誰が、どのような権限で、業界団体に働きかけや内容を誘導することができるのかというのが疑問です。また、ホームアリーナ等のライセンスに紐づくものとするならば、ホームアリーナに該当しないものが外れていくことを懸念します。
- ・ 「④補助」に頼ろうとした場合、補助を受けるために何らかの基準等が必要になると思いませんので、①義務基準の要素を積み上げるのと同じようなことを結局やらなければいけないのではないかを懸念します。
- ・ いろいろ申し上げましたが、「①義務基準」の可能な範囲で検討を続けて「○」に近づけていくのが良いのではないかと思います。

(委員)

- ・ 本日の意見交換を聞いている限りでは、一刻も早く義務基準を増やしていくのがよいのではないかと感じています。これまで検討をされてきたということで、一旦ここで終了になつてはいけないのでないかと感じました。
- ・ 諸外国のことも考えれば、日本でもこういったことに対応していかないと立ち遅れていきます。実際に既に苦労されている方もたくさんいらっしゃるので、基本的な路線としては義務基準にするという前提で、ある期限を設定して、そこまでにどういうやり方でやっていくかを今後詰めていくものもあるのではないかと思いました。あまり時間をかけすぎると、その間に建ってしまったスタジアム、劇場等が十分な対応ができないまま、別の要因で決められてしまう可能性もありますので、ある一定期間の中で、やり方、行政側の審査基準、どうやって一定の審査の方法を設けるかまで含めて検討していく必要があると思いました。
- ・ 急ぐ方法として1つ考えられるのは、ある一定規模の施設は当事者に途中段階で参加して頂き、その成果を設計に反映させる、ということだけでも、ソフト的な対応にはなりますが、何かしら良いものが出来上がっていいくのではないかと思いました。それをやりながら、しっかりとしたハード的な義務基準の内容を詰めていくのがよいと思います。

(委員)

- ・ 通し p5 の表について、「②国のガイドライン」を拡充していくことは最低限必要なことだと思います。「①義務基準」については、完璧な形を求めるに、現在の「△」を「○」にするのに時間が掛かると思います。議論を進めていくことと同時に、建築業界から非難を浴びるかもしれないのですが、例えばサイトラインの確保には、前の人との高低差の基準を何センチ以上にするというような非常に単純にしたところから義務化していくこともあるのではないかと思います。
- ・ 水平分散に関しては比較的審査が簡単だと思いますが、垂直分散に関してはそもそもこういう形状の建物は階段状になるのが当然なので、エレベーターの有無や、停電時の避難経路、それらの審査方法や基準等の問題をクリアするのは時間が掛かると思います。これも段階的に平面分散をまずは義務化に向けて動くことはできるのではないかと感じました。いづれに

しても議論を継続していくことが大切だと思います。

(委員)

- ・ 劇場、競技場等の観覧する施設が、誰もが楽しむ場に少しでも近づくよう検討が必要だと思います。義務基準については、建物を建てるための要件になるため、慎重になる部分があると考えます。慎重にというのは、これまでの資料でご紹介頂いたように、まずガイドラインを定めるなど、設計者や施設の設置者、管理者さまに伝えていく、浸透させていくことが有効であると考えます。
- ・ 実効性の確保という視点が議論のネックと考えております。設計者の皆さまがそれぞれ独自に持つ舞台や競技場の設計方法、これらは多くの工夫がされた検討方法だと思いますが、審査の視点においては、見え方の定義（サイトライン確保の定義）を明確にしたうえで、それぞれの検討方法を理解していくことが重要ではないかと考えます。用途や演目などに応じて求められる見え方が変わる、ということも定義づけの複雑さを増している要因と考えます。少しでも理解を深め、検討を進めるために、ご紹介頂いている多くの事例からヒントの得ていくことも一案だと考えます。

(委員)

- ・ 通し p 5の表でまとめて頂いたとおりで、サイトライン、分散配置の義務基準については、審査側からしてもまだいろいろな課題があると感じています。同伴者席は「○」になっているとおり、基準としてはある程度定めやすいのではないか、積極的に同伴者の義務基準を進めていってよいのではと感じます。
- ・ 「②国のガイドライン」については、現状も記載はあるのですが、割かれているページが少ないので、ページを拡充し、もう少し審査者、設計者にとってわかりやすいガイドラインにするとよいと思います。

(委員)

- ・ 通し p 5の表の内容は、概ね私の意見と同様です。サイトラインや分散配置の垂直分散について、義務基準の設定は難しい面がある。同伴者席については、義務基準になんでも審査できるイメージを持っています。当面は義務基準ではなく、サイトラインなどの検証方法が決まってきた段階で、段階的に規制というフェーズに移っていくという意見を前回のWGでも発言しました。
- ・ 設計標準については、今ご指摘あったように、ページ数もそれほど多くないですし、中身も幾分あいまいな部分があると思います。設計者、業界団体の理解も進んでないとすると、設計標準をもう少し拡充する案はよいと思います。
- ・ サイトラインや分散配置を本当に義務基準にできるかどうか、いろいろな意見を聞いて考えておりました。数値的な確からしさ、審査側ではその数値がいいのかという判断は難しいのですが、仮に審査しやすい数値的な基準を当てはめることができた場合、それが設計の自由度を損なうようなものだと、つくり手側、設計者側もつらいのではないかと思います。設計標準を拡充、整理することを踏まえて、並行して義務化できるのかどうか議論するのも 1つではないかと思います。

(委員)

- ・ 通し p. 5の表の「△」、「○」について、当初のWGに参加させて頂いたときから感じていた

ものにかなり近づいたと思います。ただ、皆さまのご意見を伺う中で、公共的な施設、観劇・観覧場に関しては、誰もが同じように楽しめる必要が当然あると思います。

- 建築設計標準に記載の分散配置については、「2カ所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設けることができる望ましい」、という一文のみの記載です。また、サイトラインに関しては断面の図はありますが、立ったとき、座ったとき、別の競技、そういうところまでの表現はされておりません。まずは「②国ガイドライン」で、何の競技で何を見るかなどのパターン、場合分けた例をどんどん掲載し、それによりある程度基準や数値が確立されたところで、次の義務基準に移していく。「△」を「○」の義務にすることで誰もが取り残されない社会になっていくと思うので、まずは段階を踏んで、ガイドラインの拡充から義務基準にできるのかどうかについて、より深めた検討をしていく必要があると感じました。

(委員)

- サイトライン、分散配置、同伴者席の義務基準化に関して、個人的には分散配置と同伴者席は基準のつくり方を工夫すれば義務基準化できるのではないかと思っています。分散配置に関しては、施設設計に関わる部分と運用に関わる部分と両方考えなくてはいけないですが、運用に関わる部分に関しては切り離して、施設設計に関わるところで義務基準化し、それに基づいた運用を前提としてもらうという考え方でいけるのではないか、まだいろいろな事例を分析していませんが、そう思っています。
- サイトラインの確保の義務基準化について、国立競技場のアドバイザーとしても関わりましたので、サイトラインの重要性、必要性は十分理解した上で、大規模な競技施設等々に関しては何かしら業務水準書の提出や設定を求めるような仕組みがつくれれば、何とか対応できるのではないか。一方で、大規模なものではなく、小規模の劇場等々全部ひっくるめて義務基準化するためにはまだまだ蓄積が足りないと思います。
- 設計標準を充実させる中で、精神規定にとどまらず、設計手法の開発や評価手法に繋がるよう、かなり踏み込んで用途ごとに条件づけをして考え方を明示することが必要だと思います。
- 将来的な義務基準化に向けて、今の「△」を「○」にするような努力を継続するという発言も多かったと思いますが、現段階ではまず用途ごとの条件付けなどを設定しないと審査等々含め難しいのではないかと思います。その落としどころとして、少しでもサイトライン確保を前進させるためには、仕様基準として規定することできないのかという意見を、かなり前に発言させて頂きましたが、なかなかそれも難しいという認識です。
- 次年度検討課題になるのかもしれません、サイトラインに関わる設計標準をより精緻化していく、設計手法、評価手法につながるようなレベルで検討していくことが必要だと思います。

(座長)

- 一通り皆さま方のご発言を頂きました。障害者団体、事業者、劇場関係団体の方々は、利用者の観点、観客の観点で義務化をすべきだというご意見が圧倒的だったと認識しています。建築関係や審査団体からは、議論を途中で取りやめるのではなくて、段階的に義務化に向けたロードマップをきちんとつくりながら進めていくべきではないか、そのための時間が必要ではないかというご意見と思います。また、継続的な議論は必要というご意見も頂きました。
- 本日も含めた3回のWGで皆さま方にご発言頂きましたように、2つの「△」をすぐに「○」

にするのは難しそうと感じています。タイミングがいつかといえば、分散配置と同伴者席については、やろうと思えばそれほど遠くない時期に義務化することができるのではないかと思います。

- ・ 現設計標準で示している内容をしっかりと充実化させていく、あるいは先行事例、グッドプラクティスを掲載し、設計者、建築主側にとってわかりやすいものにしていく、そういうフォローアップが必要になると思います。
- ・ サイトラインについて、大規模な競技場・アリーナなどは、3つをクリアしている事例も多いと思います。1つの提案としては、例えば席数に対応してサイトラインの確保を段階的に求めていく、例えば3,000席以上あるいは1,500席以上、という方法もあるのではないかと思います。それに向けた議論を少し詰めたほうがよいと思います。
- ・ 既存の様々な事例において、義務化がないためクリアできていない事例があるというご意見もありました。そのようなものをしっかりと受けとめて、義務化していくことは十分な可能性があると思います。ただ本日はそうしたロードマップはつくられていませんので、それに向けた検討が必要です。
- ・ 地方公共団体の委任条例では、小規模なものに対するバリアフリーの義務化を図っている部分がありますが、トイレの問題、客席の問題は委任条例で付加していくことでも相当カバーできると考えます。また、大規模な劇場、競技場等については、地方公共団体が建築主あるいは発注者になるケースが多く、PFI事業等も含めて様々な事業体が設立されるという流れになっているので、もう少し議論を積み重ねていくことで前進するのではないかという期待もしています。

(事務局)

- ・ たくさんのご意見を頂きました。義務づけすべきというご意見が強いということと、実務面では義務づけは難しいのではないかとご意見もありながら、義務づけを指向しつつ、それをどう進めていくかということを議論すべきというご意見と受け止めました。
- ・ 通し p. 5の方で「△」をつけたのは「×」という意味ではございません。要は課題があることを端的に示したということです。これをどうクリアしていくか、これから議論していくべきよいと思います。この後のフリートーキングで、いろいろご意見頂ければと思います。

(座長)

- ・ 審査する立場で確認がしきれない可能性が高いということについて、審査団体の皆さんに再度お尋ねします。例えばサイトライン、分散配置、同伴者席、どこで見極めるのか、想定される困りごとは何かなど、ご発言をお願いします。

(委員)

- ・ サイトラインについて審査しようと思った場合、具体的にどのような断面図で、どうやって可視線を担保するかについて、まだ想像できないところがあります。建築設計標準には可視線を示した断面図的な絵が描いてありますが、今後具体的に可視線を審査する場合、見るポイントによって可視線が決まってくると思います。様々な舞台、広い舞台の左右両方でサイトラインを考えるのか、どこから見ても可視線が確保できていると考えるのか、真ん中だけでいいのか、どこの部分のサイトラインを想定して設計すべきかなど、難しいのではないかと感じました。

(座長)

- 舞台、ステージでワンポイントになるのか、複数のポイントになるのか、競技場でも陸上競技場、サッカー、あるいはその他の競技、バスケット、バレーなど、どこにフォーカルポイント (FP) を置くかということについて、一点なのか、複数の点なのかについて、議論が必要なのではないかとのご指摘と思います。

(委員)

- サイトラインを仮に審査をするときに難しいと感じるのは、座っている場合、立っている場合で基準が変わってくるということや、C値でフォーカルポイント (FP) をどこに置くのか、そのフォーカルポイント (FP) が妥当かどうかを審査しなければいけないというところです。多様なスタジアムが増えている中で、数値化、基準化して、その物件に対してかなりの数ある席を審査して、適合か、不適合かを判断するのはなかなか難しいと感じています。
- 分散配置については、仮に3,000席以上の席をブロックごとに分けて、何ブロック以上に必ず置かなければいけないという基準があればできなくはないと思います。ただ、観覧場だったり、アリーナだったり様々で、席の形も違う中で、それを場合分けして基準化できるのかについては想像できておらず、難しいのではないかと感じています。

(委員)

- サイトラインについては、感覚的な部分が大きいことが懸念点として挙げられると考えます。「これがあれば確保できている」という明確なところが定まるところで、審査が実行できるものと考えます。
- 舞台の一部が見えない、若しくは、舞台の一部が見えづらいという席が存在していることが現状だと捉えております。また、そのような席については、価格帯によって対応されることが一般的であると見受けています。
- 設計においては、各事業者の方々が独自に開発している3Dモデルのシミュレーション、Cバリューなど様々な手法を用いて、プロセニアム・アーチや舞台の見える割合及びこれらの許容範囲について、それぞれ建築主と協議された中で、見え方の定義が施設ごとに設定されているものだと考えます。我々も現状の検討方法を理解し、これらの内容を紐解くことで、まずは演目ごとになっていくのかもしれないですが、サイトラインがどういうものであるのかを少しずつ明確にできれば、審査に繋がっていくと考えています。
- 同伴者席については、第2回の議論のときにも多く意見があったと思いますが、位置、スペースの寸法を定める方向であれば、比較的審査がしやすいのではないかと考えます。
- 一方で分散配置については、考え方はサイトラインと近い見え方の部分になっていると思います。サイトラインと切り分けて比較すると、サイトラインよりは一步義務基準に近い位置にあるという印象です。

(委員)

- 私も分散配置と同伴者席に関しては、義務化に向けて議論すれば、落としどころがある程度見えてくるのではないかと思います。
- サイトラインに関しては、どういった内容を義務化していくか、基準にできるのかという点でイメージできていない内容は、誰が、どういった施設でという部分です。劇場や座りを想定される施設と立ちを想定される施設とでは当然違いますし、施設、演目ごとに、どこまで

の範囲を見る範囲とすべきか、全体の範囲を見るようなサイトライン（可視線）を置くのか、例えばC値自体、設計者側から見てそれでいいのか、わからない部分です。C値とした場合でも、どのエリア、どの範囲で基準を当てはめていくかについてまだイメージがはつきりしない部分が残っています。

- ・ そうした部分の議論によって、数値的な基準ができるかは、今後の検討でいいのではないかと思います。

(座長)

- ・ 同伴者席については比較的義務化に向けて動きやすいのではないかというご意見、分散についてはサイトラインとの関係性についても丁寧にデータを集める必要があるのではないかというご意見も頂きました。
- ・ スポーツ系の大規模施設で、これらの課題について様々な意味で解決してきた経験も踏まえ、C値についての基本的な理解として、60にするのか、90にするのか、いろいろあると思いますが、妥当な数値、あるいは信頼性がおける数値などについて、ご発言をお願いします。

(委員)

- ・ 非常に難しいところですが、今、設計しているものはスポーツ施設が中心なので、C値については基本60を採用しています。一般的に人の頭の隙間から向こうが見える、クリアに全部見えるのではなくて、ちょっと障害があるけど見えるというものです。これはなぜかというと、スポーツの場合、選手があちこち動くので、それを許容しているという考え方です。その中でも、例えばホスピタリティの高いVIPエリアなど、グレードの高い席の場合は90にしたり、120にしたりしてC値の差をつけて席の価値をあげて売るような工夫もしています。
- ・ もし国の基準とするならば、今のところ60になると思いますが、C値を使わないで検証をされている方も含めて本当にC値でよいのか、悪いのか、別の何かがあるのかなど、C値の扱い 자체も一回考えてみないといけないのではないかと思います。
- ・ フォーカルポイント (FP)、どこを見るのかについては、バスケ、バレー、陸上、サッカーなど、地面の±0を見なければいけないものもあれば、膝でいいのか、腰の高さでいいのかというものが変わってきます。それも踏まえて方向性を示さなければ最終的に義務基準にはたどり着けないと考えます。こういった要素を決めた上で、C値的なものでいくというアナウンスを世の中にした上で、審査の方たちがそれを理解して審査できるのかが「△」から「○」にしていくまでのハードルになるだろうと思います。

(座長)

- ・ 一般的な観客ではこれまで60を踏襲してきているが、それを義務化していくときの根拠としていいのかどうか、同時に、フォーカルポイント (FP) をどこに置くかも併せて議論を重ねる必要性があるのではないかというご発言と受けとめました。
- ・ 同伴者席、分散についてはいかがでしょうか。

(委員)

- ・ あるルールを決めれば「△」を近いうちに「○」にすることは可能だと思います。
- ・ 分散については、どういう規模の場合、もしくはどういう席構成の場合、一層、二層があるのか、外周をぐるりと囲んでいるのか、片側なのか、要はそのものを見るときの位置のバラエティーをどう捉えて、どう置きなさいと設定できるかを、規模とともに構成も含めた上で

規定するのが現実的で意味があることと考えます。

- ・ 同伴者席については、バリアフリー法の改正とともに入れていけばよいと思いますが、同伴者席の固定方法については、火災予防条例、東京都は扱いが異なるとのことです、固定している自治体があると思いますので、国交省側の規定の中で触れられるならば自由度が高く有益なものになっていくと思います。

(委員)

- ・ C値であれば、一般席においては、60が1つの指標となりますが、それでも十分ではないと建築主から言わわれれば、それを上げていくこともあります。CGで具体的にどの席から見ると、前人の頭がこのように見える、これがC値60ですと確認します。90に上げるとこうなるなど、実際の設計の現場では細かく行っているところもあります。お客様にとって大切な劇場・ホール、そういったところを入念につくっていく、という検討をしていますが、それでも球場のような劇場ではない場合、どこかしら60を切ってしまうし、目標設定を80にしてもそれを切ってしまうことがあります。例えば1,000人、3,000人クラスであれば、3%ぐらいが満たない。そこをがむしゃらに確保しようとしても、どんどん形がおかしくなっていくばかりですので、95%確保できればいいか、そういったことで設計を進めています。結局コストのかけ方とのバランスとなってきます。C値の考え方としては、いろんな考え方があって、実際そのようにやっているということになります。
- ・ 分散配置は義務化に近いところまでできていると思っていますが、そのサイトラインに関しては、施設の特性によっても実現できているところと、実現がまだまだ難しいところに分かれるのではないかと思います。例えば巨大なアリーナ、スタジアム級であれば、通路も大きく確保できますので、それに面して複数の場所、列、サイトラインも確保した上での分散配置ということができつつある。映画館も立ったまま見るケースがまれなので、分散配置が可能であれば、サイトラインも同時に実現できるのではないか。
- ・ 一番難しいのは、多目的ホール、市民会館、劇場で、C値を駆使しながら、いかにきれいにつくるかということについて、建築家の皆さんが努力しているのですが、どうしても演目が多用途になり、ライブで人気アイドルが来たりすると立ちっぱなしということがあります。そこをどうやっていくか、しっかりと想えていかないといけないと思います。施設の種類によっては実現可能かと思いますが、ある部分に関しては、これからしっかりと検討を進めていく必要があると思います。

(座長)

- ・ 少しずつ課題が整理されてきているように思います。
- ・ 審査、設計団体の方から、これまでのご経験も含めて、ご発言頂きました。用途あるいは規模といったようなこともありましたが、基礎的なデータをもう少し集めて把握していくべきとの指摘もありました。
- ・ これまでのご発言を踏まえ、障害者団体の方から再度ご意見ありますでしょうか。

(委員)

- ・ 1点確認したいのですが、東京都がサイトラインを義務化したと思うのですが、東京都の義務化に近いような形のサイトラインについて、東京都からご発言を頂ければと思います。

(委員)

- ・ 東京都には、建物を建てるにあたって義務基準を規定する建築物バリアフリー条例と、自主条例である東京都福祉のまちづくり条例という、大きく2つの条例を所管しています。今現在のところはサイトラインの義務化には至っておらず、全国の自治体と同じような状況にあります。

(委員)

- ・ 義務化にどこまで近づけられるかということをきちんと議論して頂きたいというのが1つと、国のガイドラインで落ち着いたとしても、それをどうやって義務化していくか、道程表みたいなのをつくって頂いて次のステップに進んでもらえればありがたいと思います。

(委員)

- ・ 改めて義務化を目指して頂きたい。今いろいろなご発言をお聞きして、規模や用途によってさまざまな制限があり難しいのはわかりました。その上で、あくまで義務化を目指す方向性を持って頂いて、それが次回の1月のWGでは時間的に難しいのであれば、時間をかけるのはやむを得ないと思っています。しかし方向性として義務基準を定めていくのだということを持って頂きたいと思います。
- ・ 以前も発言したように、音楽やスポーツが好きでいろいろなホールなどに見に行ったのですが、全く楽しめない。日本に本当に楽しめる建物は1つもありませんでした。それが2013年にアメリカに行ったとき、3つのスタジアムに野球を見に行きましたが、サイトラインが確保されていてとても見やすい。どんなときでもずっと見える。席も十分にあるし、同伴者も隣にちゃんと座れる。本当にこれはすばらしいなと思いました。自分が人間扱いされていると感じました。建物によって全く排除されなかったということです。設計のすばらしさ、それは設計の基準をアメリカという国が持っていて、それを守らせているから、誰も排除しない建物ができるのだということに感動しました。ぜひそういうものを日本もやってほしい、日本もそういう社会になってほしいと思います。オリパラでは国立競技場で、高橋先生、佐藤先生にも参画頂き、本当にすばらしいものができた。車椅子の人が国立競技場に行くと、みんな涙が出るぐらい感動します。本当にいい社会になってきたなと、とても感じました。
- ・ 私は日本もいい社会になってほしい。そのために設計によって、障害者を排除しない、そういう基準をつくっていってほしい。それによって、誰もが一緒に楽しめるものができると思っています。あくまでも義務基準を目指し、時間的に難しいのであれば、それは時間をかけることはやむを得ないです。その義務基準をどうやってつくっていくか、できることからやっていく、そういうロードマップを次回見せて頂きたいと思いました。

(委員)

- ・ 改めて義務化をお願いしたいと思います。高低差の基準を設けることもあるのではないかというご意見もありました。本日の皆さんのご意見は、義務化に向けて進んでいくこと自体には誰も反対はされてないものと思います。どのタイミングで義務化するかということになってくると思います。ガイドラインで事例を集めていくというのもありますが、まず単純な基準の義務化をして、事例を集めしていく中でブラッシュアップしていくほうが、結果的にいいものができるのではないか。ガイドラインをブラッシュアップして義務化というよりは、まず義務化なのだという、縛りをある程度設けた上で、今できる範疇のこととして、単純な高低差、例えば日本人の平均身長から出すという形でやって頂き、さらにブラッシュアップし

ていく、もしくは各自治体の条例でさらに基準をアップしていく。急がば回れという言葉もありますが、回りすぎもどうかという気がするのです。

- ・ 素人の意見で申し訳ないですが、義務化の方向性については皆さん一致していると思うので、ガイドラインをもう少し充実させてからというよりは、まずは義務化をしてそこで事例を集めていく方向でお願いしたいと思います。

(座長)

- ・ 方向性として義務化に向けた議論を継続してほしいということ、シンプルなところで義務化することもあるのではないかとのご意見でした。その部分は非常に難しく、前回も羈束行為という説明がありましたが、誰もが公平に審査できるものであること、さらには利用者も公平に観客として見ることができる、その部分のせめぎ合いになると思います。
- ・ 急がなければいけない部分もありますが、回って全て悪いわけではない部分もあるので、しっかり土台をつくることも重要です。それもこれから議論にかけたいと思います。

(委員)

- ・ この会議に出る前は、義務化は難しいのかと思い、残念な想いでありましたが、皆さまからのご意見を聞いて、方向性として義務化を目指していくところは、ほぼ合意、同じような考え方なのではないかと思います。立場によって見えている難しさが違うと思います。私たち障害者団体としては、どんな方も迎え入れてほしいという希望があり、お願いをさせて頂いているところです。審査基準をつくるのが難しいことがあるなど、どうイメージすればいいのかわからないところがあります。難しいところ、難しくないところを整理して頂けたら、議論がわかりやすくなり、みんなが理解できるのではないかと思います。
- ・ できるところからやつていってほしいです。配慮のある建築、いろんな人を迎える建築は人を幸せにすると思います。そういった建築に出会えると、人間として扱って頂けているという、これは本当にその通りだと思うのです。アメリカのソーファイ・スタジアムに行つたときは、全ての人を迎えていくという覚悟、かなり考え尽くされていると感じました。日本の今後向かうべき方向性を明確にして、その上でできること、できないことを整理して頂けたらとてもうれしく思います。それぞれのお立場で本当に大変だとは思いますが、ぜひ同じ方向を向いていけるような流れになればよいと強く感じます。
- ・ サイトラインについて基準を設ける上で、私の場合、自分で顔を左に向けたり、右に向けたり、ちょっとずらしたりなどが難しいため、最低限の基準ではサイトラインが十分には確保されないことが起こります。座席を高くしてサイトラインを確保するという考えに加えて、障害の程度によるサイトラインの変動も考慮した高さを設けていただけるうれしいと思います。なるべく大変でない限りで、障害によって通常の人間のように体が動かせない人に対してどうするかまで考えて頂けると、日本ならではの、海外よりもすてきな先進的な事例、建物をつくりていける基準になっていくのではないかと思います。

(委員)

- ・ 法整備のロードマップを見ながら協会としてもライセンスを付与するときの義務基準にするのか、推奨基準にするのかという検討をしていくことになると思います。私も個別のプロジェクトに入っていて、ほぼ毎週のようにいろんな建築家や施工者の方々と打ち合わせをして、アリーナづくりやスタジアムづくりを進めていますが、サイトライン、水平分散・垂直分散

は、よく理解しています。

- ・ この会議で重要なことは、できるか、できないかではなくて、皆さんのご意見にあったように、ロードマップをつくり、完成のターゲットを何処に置くのか、それによって、課題の顕在化をしていきながら、できるところは2029年までやろうとか、全て100%において義務化するのではなく、途中途中でできるものからやっていけばいいのではないかと思います。
- ・ 興行やアリーナ建設を通じてつくづく思うのは、これまでの体育館などは「する場所」としての設計をされてきたと感じます。トイレの数も5,000人集めたときに長蛇の列になり、ハーフタイムで戻って来れないファンの方が特に多いです。圧倒的にトイレの数が足りてませんが、条例ではオーケーなのです。条例の整備を待っていられないで、今回B.PREMIERのアリーナづくりでは、自治体の方にもご理解頂いて改修して頂いております。トイレの数を一例で申し上げましたが、かなり配慮して頂いて、チームの基準に合わせて頂いています。ただ、チームのホームアリーナですので、一般の他のアリーナには影響してないので、もっと裾野を広く、影響力があるようなつくり方をしていく必要があると思います。

(座長)

- ・ 最後にお話頂きましたように、国で定めていくガイドライン、あるいは基準で、一般の様々な施設、劇場等に反映できるベースをつらなければいけないと思います。そこに向けて産みの苦しみが出てきていると感じています。

(委員)

- ・ 設計標準の改定を検討する際に、設計手法なり評価手法なりにつながるぐらいの精緻なレベルでの検討を継続することが必須と思っています。国交省としても引き続き検討をよろしくお願ひいたします。

(座長)

- ・ 皆様方からたくさんのおそれのバックグラウンドがある中でのご発言を頂きました。ありがとうございました。
- ・ 今日は、資料2でえられる施策①から④についての考え方、あるいは実現の可能性について、最初に説明させて頂きました。これについて、多くの方々のご発言の中で、最初から義務化できないというのではなく、義務化の方向で進んでいく、その段階的な進め方をどうするかということが、喫緊の課題だと思います。次回も含め、さらに整理をしながら、皆さんと議論しなければいけないと思います。
- ・ いずれにしても、今後のロードマップをどうつくるかということと、今、同時並行で進めています設計標準の中身の問題も絡んでくる感じがいたします。こちらについても、なるべく早い段階でまた議論ができるのではないかと考えているところです。

(事務局)

- ・ 本日はどうもありがとうございました。様々なご意見を頂きまして非常に有益だったと思います。我々としては、実効性をどう確保するかが一番大切であり、義務化が目的ではないと思っています。どうやって皆さま方が使いやすい施設を実現していくかが一番の目的であって、義務化は1つの手段にすぎないとと思っています。そういう意味では、本日頂いた意見の中でも義務化に関するご意見が結構ありましたが、例えば業界での取組をもう少しできなかという議論もあってもいいのではないかと思いました。

- ・ いずれにしても、本日は課題が共有され、方向性も共有されたと思います。次回に向けて、今後どう検討していくのか、ロードマップというご発言もありましたので、そういったところを整理して、次回ご提示させて頂ければと思います。

(座長)

- ・ ちょうど時間になりましたので、第3回サイトライン確保等に係る検討WGについてはこれで終了させて頂きます。
- ・ 今ご発言ありましたように、今回の検討はサイトラインも含めた客席等の義務化の基準も含めて、実効性の担保をいかに図れるかということ、当事者の皆さま方からもご発言頂きましたように、建物によって差別が行われないような公平性を担保するためにどうするかということが、皆さま方共有の認識と理解しております。次のWGでも引き続いて議論を深めたいと思います。
- ・ みなさま、本日はありがとうございました。

3. その他

- ・ 追加意見の提出様式について、事務局より説明。

4. 閉会

了